公　告　第１６０号
令和８年１月３０日

一般競争入札公告の変更

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　　原島　貴男

令和８年１月２６日付公告（公告第１４７号）「援護教育資材一式」について別紙のとおりに仕様書を変更する。（単位の追加）

入札に関する事項の問い合わせ先
〒862-0901　熊本県熊本市東区東町１－１－１
陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面会計隊本部
業務科 契約班　担当　鳥丸
TEL 096－368－5111（内線 4682）
FAX 096－368－3579

仕様書に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面総監部
人事部援護業務課　担当　前村
TEL 096－368－5111（内線 2834）

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">援護教育資材一式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td></td></tr>
<tr><td>作　　　成</td><td>令和　８年　１月１３日</td></tr>
<tr><td>変　　　更</td><td>令和　８年　１月２９日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>西部方面総監部人事部援護業務課</td></tr>
</table>

１　総則

(1)　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊援護教育センター合同教場の援護教育資材一式について規定する。

(2)　設置資材

品　名	規　格	単位	数量
電動スクリーン	SEP-W-WG103　１５０型（マスク有）	台	３
赤外線リモコン送信機/受信部	S-R9	個	３
プロジェクター	PT-VMZ51J（光出力5200lm）	台	３
天吊金具（低天井用）	ET-PKL100S	個	３
天吊金具（ベース金具）	ET-PKV400B	個	３
デジタルマルチスイッチャー	MSD-6203	台	１
レクチャー卓	ALW-30U　ホワイト	台	１
LANケーブル	Cat6	m	８０
電源ケーブル	２mm×３C	m	７０
点検口	ロ４５０	台	３

２　設置場所及び設置時期

(1)　設置場所

陸上自衛隊健軍駐屯地　西部方面総監部人事部援護業務課　援護教育センター合同教場

(2)　設置時期

３月２日～３月２７日までの間

３　契約相手方に対する要求

(1)　設置資材は、各規格における同等品以上のものとする。

(2)　設置資材については合同教場（４階）に搬入する。

(3)　納入の際は開梱、組み立て、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。

(4)　プロジェクター及びスクリーン設置については天井への埋め込み取付工事が必要になるため必要な人材及び資器材は受注者側で準備すること。

(5)　納入した物品の梱包材及び設置に伴い発生した廃材など、施設で不要となるものはすべて持ち帰ることとし、またそれらにかかる費用も見込むこと。

(6)　大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、予め設置場所を調査し、確認を行うこと。

(7)　搬入の際に建物や設備また納品する物品等に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入すること。また、搬入及び設置に必要な養生資材は、受注者により準備を行うこと。

(8)　搬入の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状を復旧すること。また、その場合に費用等が発生する場合は受注者が負担すること。

(9)　製品を納入する際は、納入１週間前までに納入及び設置にかかる工程表等を担当者に提出し承認を得ること。

(10) 製品の搬入設置については全て受注者側で行うこと。また搬入費用及び設置費用も見込むこと。

(11) 組立品については、完成したものを設置すること。

(12) 本体製品の他に別の製品等が必要な場合はその費用も見込むこと。

(13) 設置のために別途工事費等がかかる場合はその費用も見込むこと。

(14) その他納品等でかかる費用の一切を見込むこと。

４　監督・検査

納品時には受注者が立会し納品終了後、検査官立会の上で点検を実施する。商品に傷、汚れがある場合は速やかに交換を実施する。

５　その他

(1)　この仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、契約担当官又は検査官と協議し指示を受けるものとする。

(2)　模造品防止のため、納品時に製造業者の出荷証明書を提出すること。

(3)　検収の日から１年以内に発生した故障、品質不良、変質などに無償で対応すること。